

議 事 録

会議の名称	令和6年第4回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和6年3月25日(月) 午後2時から 午後3時5分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第16号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第17号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第18号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 第19号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(5) 第20号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(6) 第21号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定等について</li> <li>(7) 第22号議案 本庄市農業委員会総会会議規則の全部を改正する規則</li> <li>(8) 第23号議案 本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について(追加)</li> <li>(9) 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(10) 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(11) 報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(12) 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年第4回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和6年第4回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 令和6年第4回本庄市農業委員会総会議案(追加)</li> <li>4 資料 本庄市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」</li> <li>5 事務局連絡事項</li> </ol>

	6 資料1 本庄市農業委員会総会日程表
その他特記事項	
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和6年第4回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和6年第4回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>(田端会長、あいさつ)</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則第5条の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席5番中野和夫委員、議席6番金子順治委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案7件及び報告4件に加え、本日配付した議案1件を追加し、お手元に配付した議事日程のとおり、議案8件及び報告4件です。</p> <p>まず、第16号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第16号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第16号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転2件となります。</p> <p>農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定により、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田3筆、大字なし地内の畑1筆及び傍示堂地内の田3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席5番中野委員、議席1番細野会長代理及び議席2番内田委員でございます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の田2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。</p> <p>整理番号1及び整理番号2の申請地位置図は、3ページから6ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1及び整理番号2について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席5番中野委員、議席1番細野会長代理及び議席2番内田委員の順に報告を求めます。</p>
中野委員	<p>整理番号1について、5番中野より報告させていただきます。</p> <p>3月19日午後3時頃、海澤推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1-1の地図をご覧ください。申請地は、仁手農村公園の南約200メートルから250メートルに2筆、南東約400メートルに1筆位置しております。申請事由は売買です。申請地は、米麦を作付け予定とのことです。</p> <p>受人の年齢は65歳、本人の農業従事日数は300日です。</p> <p>農機具はトラクター7台、トラック3台、田植機1台、コンバイン2台、乾燥機4台、籾摺り機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われれます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問</p>

	<p>題ないと思われます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
細野会長 代理	<p>続いて、1番細野より報告いたします。</p> <p>3月23日午後1時30分頃、吉岡推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、4ページ3-1-2の地図をご覧ください。申請地は、稲荷神社の西約200メートルに位置しております。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
内田委員	<p>続いて、議席番号2番内田より報告いたします。</p> <p>3月19日午後2時頃、福島推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、5ページ3-1-3の地図をご覧ください。申請地は、傍示堂集落センターの南西約50メートルに位置しております。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、議席19番出牛委員の報告を求めます</p>
出牛委員	<p>整理番号2について、19番出牛より報告させていただきます。</p> <p>3月18日10時頃、小賀野推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書6ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、下浅見の八幡神社より西に約350メートルに位置しております。申請事由は売買です。申請地は、水稻を作付け予定とのことです。</p> <p>受人の年齢は67歳、本人の農業従事日数は200日です。</p> <p>農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p>

	<p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第17号議案「農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第17号議案をご説明いたしますので、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>第17号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、8ページから12ページまでをお願いいたします。申請件数は、17件です。田2筆及び畑37筆の面積合計4万5,596平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手総員）</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第18号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第18号議案をご説明いたしますので、議案書13ページをお願いいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>第18号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、14ページをお願いいたします。申請件数は1件です。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席5番中野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、15ページをお願いいたします。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張工事であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。整理番号1について、議席5番中野委員の報告を求めます。</p>
中野委員	<p>整理番号1について、5番中野が報告させていただきます。</p> <p>3月19日午後3時頃、海澤推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書15ページ4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は仁手集落センターから南へ約120メートルに位置しています。申請目的は農家住宅用地の敷地拡張です。今回、申請者が所有する財産を調査していたところ、住宅敷地の一部が農地のままであることがわかったとのことでした。詳細を調べたところ、申請地は昭和62年の土地改良事業によって、農地のまま住宅敷地の一部に組み入れられてしまっていたことがわかりました。</p> <p>すでに土地改良事業は解散し、父も亡くなっていることから、相続者である申請者から申請をするものです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性はやむを得ないものと思われまます。</p> <p>申請地はすでに敷地の一部であり、周辺農地などに支障を来す恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませ</p>

	<p>んか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第19号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第19号議案をご説明いたしますので、議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>第19号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。</p> <p>計画変更申請の内容につきましては、17ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆です。平成元年11月27日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、18ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、工場用地としての転用許可でしたが、倉庫用地とする計画変更でございます。計画変更の理由でございますが、当初計画者は、転用許可後、当該土地に工場を建設し平成28年まで事業を継続し、その後、経営形態の見直しにより、工場を解体撤去、当該土地について継承者への売却を進めていたところ、平成元年の転用許可に基づく登記地目変更を失念していたことが判明し、所有権移転の手続き上、今回の計画変更申請が必要になったものでございます。</p> <p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第20号議案の整理番号1で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p>

	<p>次に、第20号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第20号議案をご説明いたしますので、議案書19ページをお願いいたします。</p> <p>第20号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、20ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転3件及び使用貸借権1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。整理番号1につきましては、さきほどの第19号議案においてご審議をいただきました整理番号1の案件となります。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、倉庫用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席18番坂爪委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、21ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和5年11月1日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、22ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相</p>

	<p>当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号3でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、23ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号4でございます。20ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、24ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしており、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>上程議案の整理番号1から整理番号4までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席18番坂爪委員の報告を求めます。</p>
<p>坂爪委員</p>	<p>18番坂爪が報告させていただきます。3月19日午後3時頃、新井幸男推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書21ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、児玉工業団地内の共栄公園から南約160メートルに位置しております。申請事由は自社倉庫用地としての、所有権移転です。受人は現在、都内に本社を置き、関東一円で家電の卸売販売業を営んでいます。今回、販売経路の見直しを行い、物流拠点を関東6か所から埼玉県入間郡毛呂山町の物流センターへ集約したことに伴い、新たに危険物を保管するための倉庫を建設する必要</p>

	<p>があり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>物流センターが、埼玉県入間郡毛呂山町にあることを考慮し、周辺地域で危険物倉庫の建設地を検討した結果、インターチェンジから近く、危険物をその他の候補地より多く収容できることから、今回の申請地を選定したとのことです。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号2について、議席10番鈴木委員の報告を求めます。
鈴木誠次委員	<p>5-2について、10番鈴木より報告させていただきます。3月18日午前11時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書22ページ5-2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地はひまわり自立支援センターから北東約90メートルに位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。申請人は市内の借家に家族3人で生活しています。借家が手狭になり、自己用住宅の建築を計画していたところ、現在の居住地から近く、職場への通勤も問題ないことから申請に至ったとのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号3について、議席12番永尾委員の報告を求めます。
永尾委員	<p>5-3について、12番永尾より報告させていただきます。</p> <p>3月19日午前8時30分頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書23ページ5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線生野交差点から東約270メートルに位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は、現在、申請地付近の自己用住宅にて両親と3人で生活しています。</p> <p>住宅の老朽化に伴い建て替えを検討するにあたり、居住地が低地のため大雨が降ると敷地が水浸しになってしまうこと、進入路が狭いことなどから現地での建て替えを断念し、新たに申請地を取得し住宅を建築するため、今回の申請に至ったとのことです。なお、現在居住している住宅は転居の後、不動産業者へ売却する予定とのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐</p>

	<p>れもないことから、転用にあっては特に問題ないかと思われま</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、議席19番出牛委員の報告を求めます。</p>
出牛委員	<p>整理番号4について、19番出牛より報告させていただきます。3月18日午前11時頃、小賀野推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書24ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線と462号線が交差する吉田林交差点から南西約120メートルに位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は市内の借家に家族4人で生活しています。借家が手狭になり、将来のことを考え今回の申請に至ったとのこと</p> <p>申請地は、現在の居住地から近く実家からも近いため、住宅建築に最適であるとのことでした。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあっては特に問題ないかと思われま</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第21号議案「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第21号議案をご説明いたしますので、議案書25ページをお願いいたします。</p> <p>第21号議案令和6年度最適化活動の目標の設定等について、本議案は、農業委員会等に関する法律、以降「法」と申し上げますが、法第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案するものでございます。</p> <p>議案内容でございますが、農業委員会は、翌年度の最適化活動の成果目標、最適化活動とは、法第6条第2項に規定する「農地の集積」、「遊休農地の解消」及び「新規参入の促進」に係る活動をいうもので、農業委員会が実施することとされているものございますが、この最適化活動の成果目標を達成するために</p>

活動目標を毎年3月末までに設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとされております。これを踏まえまして、別紙「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について、25ページのとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用により公表、また、2の公表期間ですが、公表の日から3年間でございます。

次に、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の内容についてご説明いたしますので、26ページをお願いいたします。はじめに、「I. 令和6年4月1日現在の農業委員会の状況」でございます。

1つ目、「農業委員会の現在の体制」、2つ目「農家・農地等の概要」でございます。概要につきましては、総農家数・農業経営体数及び中の表、基幹的農業従事者数は、直近の農林業センサス、農林業センサスとは、農林水産省が「農林業の生産構造やとりまく実態を明らかにし、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的」として、5年に1度、直近では2020年に実施された調査でございますが、こちらからの引用でございます。右の表をお願いいたします。認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、農業参入法人は、本庄市農政課の情報を基としております。下の表でございます。耕地面積は、直近の耕地及び作付面積統計、この統計は農林水産省が実施する作物統計調査の一環として調査するものでございますが、この統計からの引用でございます。

次ページ、27ページをお願いいたします。「II. 最適化活動の目標」でございます。議案に同封させていただきました、資料第21号関係、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、以降「指針」と申し上げますが、こちらをお願いいたします。指針でございますが、法第7条第1項「農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員、以降「推進委員」と申し上げますが、推進委員の活動の整合性を確保するため、指針を定めるよう努めなければならない」とする規定に基づき、令和5年3月27日開催の第3回総会において本庄市農業委員会が策定したものでございます。指針におきましては、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法が定められているものでございます。詳細の説明につきましては割愛をさせていただきますが、本議案の目標につきましては、この指針を踏まえ設定されるものでございます。

なお、指針につきましては、原則、委員の皆さまの改選期に合わせまして3年毎に検証・見直しを行うものとしておりますが、現指針が昨年策定したものであること、また、来年度末を目途に農政課が策定を進める「地域計画」との整合が必要となる観点から、次の委員の改選期に合わせまして、検証・見直し

を考えております

これより項目毎の目標につきましてご説明をさせていただきますが、時間の都合上それぞれの目標における「現状及び課題」につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに「1. 最適化活動の成果目標」について、「(1) 農地の集積」、「②目標」でございます。対象者は担い手の定義となる認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者及び集落営農経営でございます。目標設定の考え方でございますが、指針において、令和13年度までに80%という集積率を目標として設定しておりますので、この80%を設定する必要がございます。

次に「(2) 遊休農地の解消」、「②目標」についてでございます。これにつきましては、「ア. 既存遊休農地の解消」と「イ. 新規発生遊休農地の解消」に分けられております。

まず、「ア. 既存遊休農地の解消」でございますが、「a 緑区分の遊休農地の解消」、緑区分とは「1号遊休農地」、「現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」をいうものでございますが、これにつきましては、令和3年度の農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールにより判明した当該遊休農地を、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、5年間、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることとされております。

次に、「b 黄区分の遊休農地の解消」、黄区分とは「1号遊休農地」のうち、「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施などで農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」、言い換えれば「何か手をかければ、まだ農地として復活する見込みのある農地」をいうものでございますが、これにつきましては、令和3年度の利用状況調査により判明した当該農地を、埼玉県、本庄市及び農地中間管理機構と協議をいたしまして、基盤整備事業の実施など、当該遊休農地の解消のための工程表を作成することとされているものでございます。

次に「イ. 新規発生遊休農地の解消」でございますが、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分、緑区分とは、「現に耕作されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」を言いますが、緑区分の遊休農地につきまして、当該活動年度にその全てを解消することとされており、令和5年度に新たに発生した緑区分の遊休農地の解消を令和6年度に目指すものでございます。

次ページ28ページをお願いいたします。「(3) 新規参入の促進」 「②目標」

	<p>でございますが、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとされており、令和元年度から令和3年度までの各年度において、権利の設定又は移転が行われた農地の面積の平均1割以上となることを目標とすることとされておるものでございます。</p> <p>続きまして、「2最適化活動の活動目標」についてでございます。活動目標につきましても、3つの項目がございます。</p> <p>まず一つ目、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」でございますが、さきほどご説明させていただきました成果目標の達成に向け、地域の実情を勘案したうえで、最適化活動の活動日数を目標として設定することとされております。なお、日数の考え方につきましては、活動時間にかかわらず、活動した日は1日としてカウントすることとなっております。</p> <p>次に二つ目、「(2) 活動強化月間の設定目標」でございます。こちらは毎年度、3ヶ月以上の活動強化月間を設定することとなっております。これにつきましては、新たに何かを特化して活動を行うということではなく、今行っている活動や取組を強化月間として取り扱って良いとされております。</p> <p>次に三つ目、「(3) 新規参入相談会への参加目標」でございます。こちらは、国や埼玉県などが実施する新規参入相談会に、推進委員等が1名以上参加することとされておるものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第22号議案「本庄市農業委員会総会会議規則の全部を改正する規則」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第22号議案をご説明いたしますので、議案書29ページをお願いいたします。</p> <p>第22号議案本庄市農業委員会総会会議規則の全部を改正する規則、本議案は、本庄市農業委員会総会会議規則、以降「規則」と申し上げますが、この規則について、推進委員に関する規定並びに会長代理及び臨時議長に関する規定の加筆など規則体系を再整理するほか、既存の規則の加筆、修正及び削除並びに条文移動など所要の改正をしたいので、ご提案するものでございます。本日提出、</p>

会長。

なお、本議案でございますが、規則における改正部分が広範囲にわたり、かつ規定の追加、削除、移動等が大幅に行われるため、一部改正の方式では改正が複雑となり分かりにくくなることから、全部改正という形をとっております。

規則でございますが、本庄市農業委員会総会の議事の手続き、内部規律等を定めたものでございます。今回の改正のポイントは5点でございます。

1点目でございますが、現行の規則において欠如している推進委員の位置付けに関しまして、該当の条文に加筆するものでございます。

2点目、総会における議長不在時の職務代理に関しまして、こちらも欠如していることから、該当の条文に加筆するものでございます。

3点目、動議に関しまして、動議とは議案の発議以外の形式で予定以外の事項について議題を農業委員、以降「委員」と申し上げますが、委員が議案を提案すること、この動議につきまして、必要な事項を加筆したものでございます。

4点目、議事参与の制限についての条建て、最後5点目、規則の題名変更でございます。

以上が改正のポイントとなりますが、その他慣例として行ってきた総会の運営に関すること及び法に基づき行ってきた総会の運営に関することの加筆、また、規定の移動や誤字の修正など広範囲にわたり改正を行っておりますが、こちらの説明につきましては割愛させていただき、5点のポイントに絞りまして、議案内容をご説明させていただきます。

議案書30ページから34ページまでをお願いいたします。全部改正後の規則の全文でございます。規則の改正につきましては、法及び本庄市農業委員会互選規程をはじめとする本庄市農業委員会が整備する各種規程・規則との整合を原則といたしまして、近隣市をはじめ埼玉県内外の農業委員会が整備する会議規則を参考として加除・修正等を行ったものでございます。

はじめに、1点目でございます。推進委員の位置付けに関する加筆でございます。30ページ第3条、総会招集の通知に関する事項、第4条、総会の欠席届に関する事項、第5条、議席に関する事項、32ページ第11条の発言及び33ページ第18条の議決に関しまして、これにつきましては前回の令和6年2月総会においてご説明させていただきましたが、これら推進委員に関する事項について、慣例として行っていたもの、あるいは、法に基づいて行われる事項について加筆をしたものでございます。

次に、2点目でございます。総会における議長不在時の職務代理に関する加筆でございます。31ページ第6条をお願いいたします。第2項、議長不在時の職務代理者につきましては、法第5条第5項「会長が欠けたとき又は事故があると

きは、委員が互選した者がその職務を代理する。」、この規定に基づき慣例的に会長代理を職務代理者としておりましたが、これを規則に落とし込み、ルールとして明示したものでございます。なお、「欠けたとき」及び「事故があるとき」の解釈でございますが、「欠けたとき」とは、死亡等の事由により職務を行うことができなくなった場合、また、「事故があるとき」とは、長期又は遠隔の旅行、病気等の事由により職務を行うことができなくなった場合をいうものでございます。同条第3項、こちらは、会長及び会長代理不在時においては、年長の出席委員が臨時の議長となる規定の加筆でございます。これにつきましては、これまで地方自治法第107条の規定を準用しておりましたが、これを規則に落とし込み根拠を持たせたものでございます。

次に、3点目でございます。動議に関する加筆及び修正でございます。32ページをお願いいたします。第14条、修正の動議、修正は議案の修正をいうものでございますが、こちらの動議、また、第15条、複数の動議が提出された場合の採択の順序、33ページ第16条は事件及び動議の撤回等に関する規定でございます。現行の規則において欠如していたことから、新たに条建てしたものでございます。本改正により、動議の提出については「出席委員の1人以上の同意」から「出席委員の3分の1以上の同意」へ変更、また新たに加筆した第15条専決動議の採択順序については、議長が決定した採決順序に異議がある場合総会に諮り決定するものとしておりますが、「出席委員の3分の1以上の異議」とさせていただきます。なお、「採択」は動議を選んでいる状況下を、また、「採決」は採択で選び出された動議の中からどれを選ぶかを決定することを意味しております。「動議の提出」、「修正の動議の提出」及び「決定した採決順序への異議」それぞれ「3分の1」としたことにつきましては、埼玉県内外多くの農業委員会が採用している設定値を参考としたもので、本改正により加筆・修正させていただくものでございます。

次に、4点目でございます。議事参与の制限に関する事項の条建てでございます。33ページ第17条、条文見出し「議事参与の制限」をお願いいたします。議事参与の制限につきましては、法第31条第1項において「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されており、令和5年10月総会から前回の総会、令和6年2月総会まで、この規定に基づき、農業委員のみの議事参与の制限、具体的に申し上げますと、自己等に関する議案については会議室より退席することにより、審議から除斥としておりました。令和5年9月総会以前は、委員に加え推進委員も自己等に関する議案につきましては、退席により除斥としておりましたが、法令の根拠が不在であったため、令和5年10月総会より退席の運用

	<p>を、法に則り農業委員のみに変更したものでございます。第17条でございますが、本改正により推進委員の議事参与の制限につきましても、規定を整備することにより、法令の根拠に基づき再び委員と同様、自己等に関する議案については退席とするものでございます。</p> <p>なお、推進委員の議事参与の制限につきましては、全国農業会議所の担当部長より「総会において推進委員に係る議案が上程された場合には、委員への心理的影響を考慮し、委員と同様に退席してもらうことが適当である」旨の見解を頂いております。</p> <p>次に5点目、30ページ、規則の題名の変更でございます。「総会」はあくまで会議の名称であることから、「本庄市農業委員会総会会議規則」を「本庄市農業委員会会議規則」と改めさせていただくものでございます。こちらの名称につきましても、県内外の農業委員会を参考としたものでございます。</p> <p>以上、改正のポイントとなる5点をご説明させていただきました。</p> <p>最後に、29ページをお願いいたします。下から7行目、附則でございますが、施行期日を規定するもので、公布の日から、本議案のご承認をいただきますと、本日令和6年3月25日となりますが、公布の日から施行することとするものでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、追加議案、第23号議案「本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第23号議案をご説明いたしますので、お手元に配付した追加議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第23号議案、本庄市農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、職員を任免したいので、ご提案申し上げます。本日提出、会長。</p> <p>人事異動の内容でございますが、2ページをお願いいたします。人事異動の内示でございますが、はじめに転出者及び転入者をご説明させていただきます。まず、上の表ですが、こちらは、旧所属基準、つまり現在の任命状況が基準のもの</p>

	<p>で、左から現在の所属、役職、氏名、そして、発令内容として、新たな所属や役職等を記載しております。転出者の該当は2名です。</p> <p>表の1行目、私、事務局長の中西につきましては、市長部局への出向になりまして、経済環境部農政課長への発令で、発令日は、令和6年4月1日となります。表の3行目、新井主任につきましては、市長部局への出向になりまして、昇格して主査となり、企画財政部財政課への発令で、発令日は、令和6年4月1日でございます。</p> <p>次に、下の表ですが、こちらは、新所属基準のものになります。転入者の該当は、2名です。表の1行目でございます。農業委員会事務局へは、福祉部地域福祉課の小沢課長が農業委員会事務局長に、福祉部介護保険課の福島主任が昇格しまして主査となり、農業委員会事務局への発令でございます。発令日は、令和6年4月1日でございます。</p> <p>次に、上下表中の1名についてでございますが、職階等の役職に係る内示となっており、記載のとおりでございます。発令日は、令和6年4月1日でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第23号議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>はじめに、報告第12号をご説明いたしますので、議案書35ページをお願いいたします。</p> <p>報告第12号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、36ページから38ページまでをお願いいたします。専決処分件数は、10件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第13号をご説明いたしますので、議案書39ページをお願いいたします。</p> <p>報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p>

	<p>届出内容については、40ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第14号をご説明いたしますので、議案書41ページをお願いいたします。</p> <p>報告第14号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、42ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第15号をご説明いたしますので、議案書43ページをお願いいたします。</p> <p>報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、44ページをお願いいたします。受理件数は、4件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和6年第4回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和6年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和6年3月25日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時 5分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席		仁手	海澤 房男	欠席
4	戸谷 忠司	出席			坂上 公男	欠席
5	中野 和夫	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席	○		久保 国男	出席
7	茂木 良明	出席		北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席			高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 幹雄	欠席
14	倉野内 浩	出席			高山 将之	出席
15	鈴木 良美	出席		秋平	福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席			秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席			新井 伸幸	出席
本庄	吉岡 昭	出席		共和	新井 幸男	出席
藤田	福島 正紹	出席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人